

相続税 R4 相続税 電子申告対応版 (Ver.19.11) の予定

令和元年分の相続税申告書について、10月1日から電子申告の受付が開始されました。「相続税 R4 電子申告対応版 (Ver. 19. 11)」のリリース予定を以下のとおりご連絡します。令和1年分の贈与税申告に対応したプログラムは、令和2年1月下旬にリリースの予定です。なお、以下の内容は変更の可能性がございますのでご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップ対象 (データ移行の対象)
相続税 R4 R01	Ver.19.11	Ver.18.10～19.10 (Ver.18.10以降)

※バージョンアップ時のライセンス認証は不要です。

※R4シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※E i ボードはVer. 19. 20 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ver. 19. 10 のデータはVer. 19. 11 でそのままご利用になれます。

※Ver. 18 のデータをVer. 19. 11 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行ってもVer. 18 のデータは残ります。

2. リリース時期 (予定)

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2019年12月9日 (月)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	電子申告対応のためCD 発送はありません

※電子申告R4 Ver. 19. 14、相続税R4 電子申告更新用 Ver. e1も、同日公開予定です。

3. 相続税申告書 電子申告の対応について

3-1. 申告の対象について

令和元年分の申告が対象です。

(2019年1月1日以降に相続税等により財産を取得した方の申告。)

3-2. 対象帳票

一般の場合に使用する申告帳票が対象です。

(相続時精算課税適用者、または、相続税の納税猶予税額等の特例の適用を受ける人がいない場合) 他の申告書は郵送してください。申告書の添付書類はイメージデータによる提出も可能です。

詳細は国税庁のFAQをご確認ください。

→<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0019009-058.pdf>

帳 票 名	
第1表、(続)	相続税の申告書(平成31年1月分以降用)
第1表の付表2	還付される税額の受取場所(平成31年1月分以降用)
第2表	相続税の総額の計算書(平成27年分以降用)
第4表	相続税額を加算金額の計算書(平成31年1月分以降用)
第4表の付表	相続税額を加算金額の計算書付表
第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書(平成31年1月分以降用)
第5表	配偶者の税額軽減額の計算書(平成21年4月分以降用)
第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書(平成27年分以降用)
第7表	相次相続控除額の計算書(平成21年4月分以降用)
第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書(平成31年1月分以降用)
第9表	生命保険金などの明細書(平成21年4月分以降用)
第10表	退職手当金などの明細書(平成21年4月分以降用)
第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。) (平成31年1月分以降用)
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書(平成24年4月分以降用)
第11・11の2表の付表1、(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)
第13表	債務及び葬式費用の明細書(平成30年分以降用)
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書(平成30年分以降用、平成31年4月分以降用)
第15表、(続)	相続財産の種類別価額(平成30年分以降用)
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)
	税務代理権限証書(平成27年7月1日以降提出分)

3-3. 代理送信について

税理士等による代理送信の場合、他の税目同様に納税者の電子署名を省略できます。複数の相続人がある場合は、1人を代表相続人としてまとめて電子申告できます。まとめて送信できる相続人の人数は9人です。(10人以上の場合は電子申告できません。)

3-4. 電子申告による第11表、第11表の2の変更

現金預貯金、有価証券、生命保険等は、金融機関名と口座番号も電子申告の送信項目となりました。財産の利用区分・銘柄が見直されました。

《参考》

- 国税庁のWebページ：税理士の方へ令和元年10月から相続税申告書のe-Taxが始まります。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/e-tax/souzokuzei_e-tax_2019.pdf
- 相続税申告書等の代理送信等に関するQ&A
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0019009-058.pdf>

4. システムの対応内容(予定)

システムの主な対応内容は以下のとおりです。
電子申告をする場合は、入力内容の見直しをお願いします。

4-1. 相続税の申告書の電子申告対応帳票

「3-2.対象帳票」についてシステムで対応します。

4-2. 相続人情報に「利用者識別番号」を追加

相続人情報登録画面に「利用者識別番号」の入力画面を追加します。
電子申告する場合は入力してください。案件基本情報の税目が「相続税」かつ「申告」の場合に表示されます。個人番号も電子申告には必須のため登録してください。

※被相続人の利用者識別番号は不要です。

※「利用者識別番号」を設定していない人は電子申告できませんので紙で提出してください。

4-3. 税理士による代理送信について

複数の相続人がいる場合は、相続人のいずれかを代表相続人としてまとめて電子申告できます。
システムでは、相続人情報一覧で一番上の方を代表相続人としてします。
代表相続人を変更する場合は、画面上の「上へ移動」「下へ移動」で一番上にしてください。

No.	氏名	相続人情報	続柄	法定相続割合	未分割割合	農地	株式	特例株式	山	納税猶予
1	ザンブル 花子	○	妻	1 / 2	1 / 2					
2	ザンブル 一郎	○	長男	1 / 8	1 / 8					
3	乙山 万里子	○	長女	1 / 8	1 / 8					

4-4. 財産ランチャー・種類別財産入力画面の変更

電子申告では「現金預貯金」「有価証券」「生命保険等の財産」は金融機関名、口座番号等も送信項目となるため入力画面を変更します。
また「利用区分・銘柄区分」は、手入力でしたが e-Tax 既定の選択肢からの選択を追加します。

Ver. 19.10 のデータは Ver.19.11 に移行します。紙で提出する場合は見直す必要はありません。
電子申告する場合は、念のため移行内容をご確認ください。

(1) 「金融機関」ボタンを追加します。

現金預貯金、有価証券、生命保険等に「金融機関」ボタンを追加します。

① 現金預貯金

【Ver. 19.10】「所在場所等」に入力 [白色項目]

【Ver. 19.11】「金融機関」ボタンを追加。入力すると「所在場所等」へ転記します。
所在場所等は [水色項目] に変更。

No.	財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	財産名称
95	01	0001	現金預貯金	定期預金	金融機関(F)	定期預金
	連動		等			

「金融機関」ボタンを押すと、金融機関名、本支店名、口座番号等の入力画面になります。

「金融機関」を入力すると〔黄色〕になり「所在場所等」へ転記します。

No.	財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	財産名称
95	01	0003	現金預貯金	定期預金	- みずみ銀行	定期預金
連 動		等			金融機関(F) 東京中央支店 1234567890	

②有価証券－上場株式

業務メニュー 上場株式の評価

確定(F10) キャンセル(Esc) 前へ(F2) 次へ(F3) 上へ(F9) プレビュー(F11) ヘルプ(F1)

追加(A) 挿入(I) コピー(O) 削除(D) 上へ移動(P) 下へ移動(W) 財産コード振直(O)...

No.	財産コード ※	銘柄	取引所等の名称	課税時期の最終価格	最終価格の月平均額			評価額	
				月日	課税時期の				
				①価額	② 9月	③ 8月	④ 7月		
43	01	0001	A社	東1	令和1年9月18日	0	0	0	
連 動					553	589	537	511	511
	細目	その他の株 式出資	所在場所等 金融機関(F)	野村証券 〇〇支店 1234567890	持株数	500.0000 株		財産の価額	255,500 円
43	01	0002	金融機関等入力						
連 動									
	細目	その他の株 式出資							

確定(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

金融機関・証券会社等 野村 証券
 本支店 〇〇 支店
 □座番号等 1234567890
 (名義・外国金融機関等)

③その他の財産－生命保険

業務メニュー その他の財産の評価 その他

確定(F10) キャンセル(Esc) 前へ(F2) 次へ(F3) 上へ(F9) ヘルプ(F1)

追加(A) 挿入(I) コピー(O) 削除(D) 上へ移動(P) 下へ移動(W) 財産コード振直(O)...

No.	財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等
97	01	0001	その他の財産 生命保険金 等	終身保険	- かんぽ生命
連 動					金融機関(F) 〇〇支店 1234567890
	計算		金融機関等入力		
	直接入力				
97	01	0002	保険会社等	かんぽ	生命
連 動			本支店	〇〇	支店
	計算		□座番号等	1234567890	
	直接入力				

確定(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

金融機関・証券会社等 かんぽ 生命
 本支店 〇〇 支店
 □座番号等 1234567890
 (名義・外国金融機関等)

(2) 「利用区分・銘柄等」はリストからの選択に変更します。

選択リストは、現金預貯金等、土地、構築物、事業用財産、その他財産の画面に追加します。

① 現金預貯金

【Ver.19.10】手入力

【Ver.19.11】リストから選択、入力可

業務メニュー その他の財産の評価 現金預貯金

確定(F10) キャンセル(Esc) 前へ(F2) 次へ(F3) 上へ(F9) ヘルプ(F1)

追加(A) 挿入(I) コピー(O) 削除(D) 上へ移動(P) 下へ移動(W) 財産コード振直(O)...

No.	財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	財産名称
95	01	0001	現金預貯金	定期預金	-	
連 動					金融機関(F)	
	計算方法	数量				
	直接入力	0.0000				
			現金			
			普通預金			
			当座預金			
			定期預金			
			通帳預金			
			定期預金			
			定期預金			

評価額 (総額) 0.00 持分割合 0 評価額 (持分) 0 課税時期 ※ 平成31年 4月 1日

＜バージョンアップ後の見直しについて＞

入力済みのデータはそのまま移行します。選択リストに存在しない文字が入っている場合は「その他」で電子申告します。

【Ver.19.10】

財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等
95	01	0001 現金預貯金	普通預金
連 動	等		
計算方法		数量	単価
直接入力		0.000	0.
95	01	0002 現金預貯金	普通
連 動	等		

【Ver.19.11】

財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等
95	01	0001 現金預貯金	普通預金
連 動	等		
計算方法		数量	単価
直接入力		0.0000	0.
95	01	0002 現金預貯金	普通
連 動	等		

② 土地

【Ver. 19. 10】画面左下の「利用区分」を選択すると「利用区分・銘柄等」に転記〔水色項目〕

【Ver. 19. 11】「利用区分・銘柄等」のリストから選択。〔白色項目〕

※ 画面左下の「利用区分」は「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」に印刷します。

③ その他の財産

【Ver. 19. 10】手入力

【Ver. 19. 11】「利用区分・銘柄等」のリストから選択、入力可。

- ・構築物
 - ・事業用財産（04 その他の減価償却資産、31 その他の財産）
 - ・その他の財産（04 その他）
- ※上記以外は手入力です。

4-4. 第11の2表 相続時精算課税分の贈与税額

「2.相続時精算課税適用財産（1の④）の明細タブ」の「種類・細目」

【Ver. 19. 10】リストから選択しますが、白色項目のため選択後に名称変更も可能でした。

【Ver. 19. 11】「種類」「細目」の項目名を水色項目に変更し、不一致にならないようにします。

No	① 贈与を受けた人の氏名 ※	② 贈与年月日 ※	種類	細目	利用区分・銘柄等
1	サンプル 一郎	平成29年 7月 2日	04	01	〇〇商事
			有価証券	上場株式等	

5. その他

Ver.19.10のプログラム修正

次の内容について Ver. 19. 11 で修正いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

- ① 相続税の代理人がいる場合、第 1 表に相続人と代理人の名前が重なって印刷される。
- ② 次の二つの条件が重なると、土地関連一覧表の借地権割合が正しく出力されない。
 - ・利用区分で 権利（～権、～権利）以外を選択している。
 - ・「第 2 表権利 (4)」タブの「貸宅地 (R 欄)」「貸家建付地 (S 欄)」「権利が競合する場合の土地 (AA 欄)」にチェックが入っている。

6. バージョンアップ後の確認事項

6-1. 旧バージョンデータ変換処理の実行

前バージョン (Ver. 19. 10) で使用していた案件データはそのまま利用できます。
旧バージョン (Ver. 18. 40) で使用していた案件データは、データ変換処理を行いません。
データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換： [データ選択] 画面で 1 データずつ変換します。
- ・一括データ変換： [保守] タブ→ [データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

6-2. Ver.19.10で入力済みのデータの確認について

詳細は「4-3、4-4」をご確認ください。

提出方法	項目	確認
紙で提出	金融機関名等、利用区分・銘柄等 第 11 の 2 表	確認不要です。
電子申告	金融機関名等の確認 「現金預貯金・有価証券・生命保険」	ご確認ください。
	利用区分・銘柄等	任意 (リストにない項目名はその 他で送信)
	第 11 の 2 表	任意 (選択したコードで送信)

以上、よろしくお願いいたします。